

平成30年度 第1回佐倉市社会教育委員会議

会議録

| | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議名 | 平成30年度 第1回佐倉市社会教育委員会議 |
| 日時 | 平成30年7月3日(火) 10:00~11:30 |
| 場所 | 佐倉市社会福祉センター3階中会議室 |
| 委員 | (出席:15名) 石井久雄・石田賢治・市村尚義・小林慎一郎・渡辺菊江・木原義春・小川美津子・沼尻潤・吉村真理子・渡辺聡・渡邊久子・安保昌浩・村上勲・高橋莞爾・郷有紀 |
| 事務局 | 茅野教育長・亀田健康こども部長・花島教育次長 高橋社会教育課長・鈴木文化課長 細井児童青少年課長・櫻井生涯スポーツ課長 社会教育課:富田副主幹・石橋主査・黒浜主査補・笠松主事 |
| 作成者 | 社会教育課:笠松 |

会議次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長挨拶
- 4 各委員の紹介
- 5 職員を紹介
- 6 社会教育委員について
- 7 議事
 - (1) 議長・副議長選出
 - (2) 会議の公開について
 - ①会議公開・傍聴人数・傍聴要領・会議録作成
 - (3) 平成30年度佐倉市社会教育関係事業の概要について
 - ①教育委員会 社会教育課
 - ②教育委員会 文化課
 - ③健康こども部 児童青少年課
 - ④健康こども部 生涯スポーツ課
 - (4) 平成30年度佐倉市社会教育委員関係行事について
- 8 その他
- 9 閉会

1 開会

○事務局

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、

平成30年度第1回佐倉市社会教育委員会議を、開催いたします。

佐倉市社会教育委員設置条例の第4条第2項で、定例会は、年2回これを招集すると定めておりますが、本日は、その第1回目となります。

2 委嘱状交付

○事務局

会議をはじめるにあたり、教育長より委嘱状の交付を行います。

教育長が皆様の前に立ちましたら、ご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。

(委嘱状交付)

3 教育長挨拶

○事務局

それでは、会議に先立ちまして、佐倉市教育委員会教育長、茅野達也より、ご挨拶申し上げます。

(教育長挨拶)

4 各委員の紹介

○事務局

続きまして、佐倉市社会教育委員の委嘱をさせていただきました皆様に、最近の活動内容などを交えまして、お手元にお配りしてございます佐倉市社会教育委員名簿の順に、自己紹介をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

(委員、自己紹介)

5 職員の紹介

(職員、自己紹介)

6 社会教育委員について

○事務局

社会教育委員の役割について、事務局から、簡単に説明させていただきます。
資料の16ページ、「社会教育委員とは」をご覧ください。

始めに、「1 法的根拠」をご覧ください。

社会教育法 第15条第1項には、「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。」と定められております。これを受けまして、佐倉市社会教育委員設置条例を定め、その第1条には「市の社会教育の振興を図るため、社会教育法第15条の規定に基づき、佐倉市社会教育委員を置く。」と定めております。

続いて、「2 社会教育委員の仕事」をご覧ください。こちらは、社会教育法第17条に定められております。

「3 佐倉市社会教育委員として」でございますが、これは具体的にどのようなことをお願いするのか、というものでございます。1番目といたしまして、本日を含めまして、年間2回の定例会議へのご出席をお願いいたします。2番目といたしまして、各種研修会へのご参加をお願いいたします。

以上、社会教育委員について、説明いたしました。

7 議事

○事務局

佐倉市社会教育委員設置条例第6条第2項で、会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと、定めています。

委員の定数15人に対して、本日の出席は15人全員です。よって会議は成立いたしました。

これより議事に入りますが、はじめに、佐倉市社会教育委員設置条例第5条第1項で、会議の議長を委員の互選により選出することとなっております。また、慣例により副議長を1名選出しておりますが、いかがいたしましょうか。

どなたかご推薦はございますでしょうか。

○委員

議長は、今まで勤めていらした木原委員でいかがでしょうか。

副議長は、吉村委員でいかがでしょうか。

○事務局

それでは、議長を木原委員、副議長を吉村委員にお願いする、ということでしょうか。

(承認)

○事務局

それでは、木原委員と吉村委員につきましては、議長席、副議長席に移動をお願いいたします。

佐倉市社会教育委員設置条例の第5条第2項で、議長は会議を総理し、会議を代表すると定めておりますので、木原議長に、この後の議事の進行を務めていただきます。

それでは、木原議長、よろしくお願いいたします。

○議長

木原でございます。与えられた期間ベストを尽くしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長

同じく推薦をいただきました吉村でございます。よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、ただちに会議に入りたいと思いますが、まずは、会議公開について、事務局から説明を求めます。

○事務局

会議の公開につきまして、説明させていただきます。佐倉市情報公開条例第20条の規定により、公開することが原則となっております。ただし、不開示情報に該当する事項を審議する場合や、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合は、その全部又は一部を公開しないことを審議会等で決定できるようになっております。

続いて、会議の公開方法ですが、佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第5条の規定に基づき、傍聴者の定員を先着順で5名とし、会場内の秩序維持のため、審議会要項の傍聴要領例に基づいた傍聴要領を定めさせていただいております。傍聴要領については、お手もとに配布させていただいた資料の通りです。

最後になりますが、会議録署名人の選出についてですが、名簿の上から順に、今回は、石井委員と、石田委員にお願いできればと考えております。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局から会議公開について、説明がありました。

条例で公開が決まっていること。

会議を非公開とすべき審議事項があった場合は、会議で諮ることとなっていたということ。

傍聴の定員、今までは、先着順で5名とのこと。

議事録署名人に、石井久雄さん、石田賢治さんをお願いしたい、とのこと。

いかがいたしましょうか。

事務局から説明があった通り、今まで、特に不都合なことは出ておりませんので、事務局の説明どおりで、よろしいですね。

(承認)

では、会議を続けます。

まずは、会議を公開し、傍聴を5名まで許すとしました。

事務局、傍聴人は、ありますか。

○事務局

本日、傍聴を受付けましたところ、傍聴の申し出はありませんので、このまま進めていただければと思います。

○議長

それでは議事（1）平成30年度佐倉市社会教育関係事業の概要について事務局の説明を求めます。

○事務局

社会教育課関係の事業計画、予算概要、補助金につきまして、説明をいたします。お手元の会議資料をご覧ください。1ページから順に説明をいたします。

まずは、家庭教育事業ですが、例年同様、家庭教育学級を35学級開設しています。

11月には、家庭教育講演会を実施する予定でございます。

また、中学生を対象とした子育て理解講座や、小中学校入学前の保護者を対象とした子育て講座などの学習機会を設定しております。

続いて、下段の地域教育推進事業ですが、10月には、内郷小学校児童を対象に、青少年センターにて、「チャレンジ通学合宿」の開催を予定しております。通学合宿は、子どもたちの宿泊体験を通して、自主性や社会性、協調性を伸ばし、「生きる力」を育むことを目的としています。その他には、「佐倉子ども交流合宿 IN 弥富」の開催を

予定しております。

2 ページの地域教育推進事業の佐倉学では、郷土に根付いた文化を学び、将来に生かすことを目的に、講座等を開催しています。今年度は、佐倉学特別講演会として、ノーベル生理学・医学賞を受賞した 大村 智 先生をお招きします。定員を大きく上回る応募をいただきました。講演会は、大ホールに加え、学習室等におけるパブリックビューイングも用意し、多くの方々が講演会を聞くことができるようにしております。

次の人権教育事業では、人権問題の正しい理解と、差別の解消に向けた講演会の開催、啓発図書の配架などを行います。

年間70万人前後の利用がある学校開放事業につきましては、市内小中学校の体育館、校庭などの開放事業を行っています。現在、小学校21校に管理指導員を配置し、安全管理を行っています。

各事業の予算額については、資料3ページのとおりとなっております。公民館・図書館も記載しております。

予算の中で、一番大きなものが、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業でございます。3825万1千円を計上しております。

昨年度、基本構想・基本計画を定めまして、今年度は、建設候補地の測量、建物の設計、地質調査を行います。測量につきましては、現在実施しているところでして、設計につきましては、プロポーザルによる業者選定を進めているところです。

3 ページ下段の補助金につきましては、ご覧のとおりです。

最後に、お配りした『佐倉の教育』について、説明いたします。

社会教育の関係では、ただいま説明した社会教育課の事業に加え、文化課・公民館・図書館・音楽ホール・美術館事業も掲載しておりますので、後程ご覧いただければ幸いです。

また、社会教育関係以外にも、学校教育関係事業もございますので、併せてご覧いただければ幸いです。

以上でございます。

○事務局

文化課関係の事業計画、予算概要等について、ご説明いたします。

資料は4ページから7ページになります。

事業内容としてはまず、「市民文化祭事業」につきましては、毎年秋に開催しております市民文化祭について、市内の文化団体で構成する実行委員会に委託して、およそ2か月間にわたって市内各会場で美術展、華道展、舞踊まつりなど様々な事業を実施するものです。

次の「文化普及事業」では、3つの事業を主に実施しております。1つ目が日本映画の名作を上映する「キネマの夕べ」です。今年度は会場の市民音楽ホールが9月まで改修工事をしておりますことから、3回の上映予定となっております。2つ目が

市役所ロビーでお昼に月 1 回程度開催している「ロビーコンサート」。3 つ目が前年度 1 年間の文化活動や文化関連行事等をまとめた「風媒花」という冊子の発行となっております。

「国際理解促進事業」につきましては、佐倉が幕末からオランダとの関係が深いという歴史的なつながりから、佐倉日蘭協会が開催するオランダ関連事業、特にこれまでに 30 年にわたって続いている佐倉オランダ児童交流事業への支援を行います。

5 番目以降は、予算概要では文化財保護費に該当する文化財に関する事業です。

「佐倉市文化財審議会」では、審議会委員から必要に応じて専門的見地からの文化財の保存・活用上の助言、指導などをいただいております。

「文化財普及啓発事業」では、市内の文化財について周知、活用を図る取り組みをしております。具体的には、武家屋敷や順天堂記念館といった文化財施設の公開、武家屋敷などでの甲冑試着会、旧堀田邸での観月の夕べ、その他、歴史講演会など様々なイベントを開催しております。

続いて、次の 5 ページになりますが、「史跡井野長割遺跡保存整備」とその次の「史跡本佐倉城跡保存整備」です。井野長割遺跡と本佐倉城跡は、どちらも国指定史跡でございます。それぞれに草刈りや樹木伐採といった定期管理を行うとともに、現地見学会などのイベントを開催し、遺跡の保存・整備とともに、一層の周知にも努めております。

次の「市民文化資産保全活用」につきましては、市民の方が、地域で大切に保存継承されている文化財や伝統行事などを「市民文化資産」に選定し、地元のみなさんの協力により、確実に将来に継承していこうという取り組みでございます。

最後の「日本遺産活用推進事業」ですが、こちらは平成 28 年 4 月に成田、香取、銚子とともに 4 市で認定されました「日本遺産 北総四都市江戸紀行」について、4 市にあるそれぞれの歴史・文化資産を活用して、それぞれの魅力や郷土愛の心を高めることで、地域活性化にもつなげていこうとする取り組みです。この事業は、この 3 月で終了しました「佐倉・城下町 400 年記念事業」の成果を引き継ぐものとなります。

日本遺産については、認定されて以来、4 市と県で協力して取り組んできておりますが、昨年度から佐倉市としても独自に事業化しまして、今年度は、「古今佐倉真佐子」の現代語訳の作成や文化財の保存・修復への助成などを予定しております。

このほか、文化課では、市民音楽ホールと市立美術館の連絡調整も行ってまいりますことから、6 ページの予算の概要に、2 施設についても掲載しております。

市民音楽ホールでは内外の一流演奏家によるクラシック・コンサートをはじめ、演劇や親子で楽しめるコンサートなど幅広く開催する予定です。

また、市立美術館でも恒例の収蔵作品展のほかに今月 7 日からは、佐倉ゆかりの女性・佐藤志津に因んで開催する「女子美術大学と佐藤志津展」を開催するほか、「矢部又吉と佐倉の近代建築展」などを予定しております。

最後になりますが、7 ページには文化課所管の補助金について掲載しております。

事業の説明の中でもお話いたしました、「佐倉日蘭協会助成金」は佐倉日蘭協会が開催する児童交流などの事業への助成となりまして、「文化財保存事業補助金」については、文化財等の修復、保存、継承にかかる費用に対して補助するものです。

文化課関係の事業につきましては、大変雑駁なご説明で恐縮ですが、以上でございます。

○事務局

青少年育成関係の主な事業についてご説明いたします。資料8ページをご覧ください。

事業は、主に4つでございます。ひとつは子ども会育成連盟支援事業でございます。

子ども会育成連盟は子ども会の育成を図り、子ども会活動を通じて青少年の健全育成に寄与することを目的としている団体でありまして、地区ごとの単位子ども会によって構成されております。今年度の主な活動といたしましては、資料のとおりとなりますが、その1つが、ジュニアリーダー初級認定講習会になります。これは、小学5・6年生を対象として、子ども会のお兄さん・お姉さんとしてのリーダー役を担っていただこうと、来年2月まで、合計9回の講習を開催するものでございます。

成人式事業は、佐倉市が教育委員会と連携し、実施する事業です。来年1月14日の成人の日には市民音楽ホールで実施する予定です。今年度の4月末現在での対象者は1615人で、46人減少しております。

また、成人式の運営にあたりましては、新成人の有志、今年度は14名の応募がありました。その有志を中心とした運営委員会を設置し、会議を毎月開催する予定です。この運営委員会では、今年度の成人式を、親や恩師への感謝の場、旧友との集いの場、自らの生き方を振り返る場と位置付け、思い出に残るような式にするため、式典や記念品内容について検討しているところでございます。

青少年相談員事業でございますが、青少年相談員は地域での様々な活動を通じ、青少年の健全育成を図ろうとする市民の皆様でございます。

今年度の主な活動といたしましては、6月24日に実施いたしましたソフトドッジボール大会、11月に綱引き大会、年明けにたこ揚げ大会がございます。

昨年度の課題を踏まえまして、綱引き大会の日程につきましては、中学生が参加しやすい時期、また、インフルエンザが流行する時期を考慮し、変更をしております。

最後に、青少年育成市民会議事業でございます。青少年育成市民会議は、少年非行を防止するため、国の呼び掛けによって昭和57年に設立した団体であり、市内7地区の住民会議が中心となって、地域の中で子どもたちの健やかな育ちを応援しています。

主な活動といたしましては、6月～11月にかけて、親子農業体験である「畑の学校」を開催いたします。今年度は親子38組151名のご参加をいただいて、じゃがいもや落花生、さつまいもの栽培を通じて、子どもたちが土に親しむ機会を提供しております。

また、地域の見回り活動として、各地区において「防犯パトロール」を随時実施している他、各地区の特色ある事業として、地域のつながりを目的とした「地域交流まつり」や青少年を取り巻く課題について話し合う「トーク大会」等を開催しております。

各事業の予算額につきましては、9ページをご覧ください。

青少年対策費といたしまして3169万5千円を計上してございます。その下には、各補助金を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

次に、社会教育総務費の成人の日事業として380万4千円を計上してございます。詳細につきましては、資料のとおりでございます。

すみません。訂正いたします。青少年対策費につきましては、3169万5千円でございます。言い間違えました。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○事務局

生涯スポーツ課の事業について、ご説明申し上げます。わたくし共の事業は、スポーツを通じての市民の皆様の健康の保持増進と、青少年の健全育成が主な目的でございます。

資料の10ページから12ページでございます。最初のスポーツ大会事業につきましては、掲載のとおり、年間を通じまして様々な大会を計画しております。平成30年度は24の大会を予定しております。大会の運営には、市の体育協会の各専門部の方々に、主管をお願いしております。

次の郡・県の大会関係でございますが、第69回印旛郡市民体育大会につきましては、7月7日に富里市の富里中央公民館で総合開会式が執り行われ、順次、17競技25種目が開催されます。この大会の上位者が印旛郡市の代表として、8月中旬から随時開催される第68回千葉県民体育大会へと進んでまいります。また、第89回の印旛駅伝競走大会が、12月1日に、岩名運動公園の陸上競技場を拠点として行われます。

次のスポーツ教室事業は、ふだんスポーツに親しむ機会の少ない方に、気軽に親しんでいただくために、軽スポーツの教室を開催いたします。

なお、2番目のトップアスリート教室につきましては、趣旨が異なりまして、こちらは競技力のアップを目的に、一流選手による技術指導をいただく予定でございます。例年、種目を変えて実施しており、昨年度は、12月24日にバレーボール元全日本代表の大山加奈選手にお越しいただき、教室を開催いたしました。今年度は、検討中でございます。

次のスポーツ団体支援につきましては、各種のスポーツ連盟、協会といった団体と市が連携をいたしまして、それぞれの団体の発展・充実に向けた協議や、補助金の交付等をいたしております。

次の指導者育成・支援事業につきましては、地域のスポーツ活動を支援するために、スポーツリーダーバンクに指導者を登録いたしまして、要請に応じて派遣するものでございます。

最後に、スポーツ施設の管理運営事業と施設整備事業につきましては、市民体育館や岩名運動公園など、市内の体育施設を充実させ、また、気軽にご利用をいただくために、管理運営の委託先であります指定管理者と連携をいたしまして、様々なサービスの工夫に努めております。

資料の12ページは、ただいまご説明申し上げました、それぞれの事業費の一覧でございます。

以上でございます。

○議長

ただいま、社会教育関係の事業計画、予算、補助金について、事務局から説明がありました。

このことについて、何か質問はありますか。

○委員

児童青少年課の青少年育成市民会議事業の防犯パトロールについてですが、メンバーはどういった方々で、いつ行っているのか、どういった場所で行っているのか、教えてください。

○事務局

ご質問いただいた防犯パトロールについてですが、7地区ごとのPTAや市民会議の委員、地域ボランティアの方々が、子どもたちが集まる場所、いわゆる京成の駅前や、志津地区では商業施設が多くありますので、夜間に施設の中をパトロールしております。時間帯は、主に夜7時以降で、志津地区の商業施設では夜9時以降、子どもたちが深夜に徘徊していないかも含めてパトロールを実施しております。子どもたちが遊ぶ機会の多い夏休みに、集中的に行っております。

以上でございます。

○委員

ありがとうございます。私は、佐倉は落ち着いたまちだし、ゲームセンターを利用するとかでなければ、そんなにパトロールの必要はないのかなと思っていました。ただ、祭りの時は必要かなとは思っていましたが、教えていただきありがとうございます。ちなみに、佐倉は、補導委員はいないのでよね。

○事務局

おりません。

○議長

他に、ありますか。

○委員

私は青少年住民会議で、志津地区の防犯パトロールをさせていただいております。

志津地区では、抜き打ちでパトロールするのではなく、ゲームセンターや商業施設の店長などに会って、あらかじめ、小学生が来たら帰るよう伝えてください、とお話してやっております。

○委員

一ついいでしょうか。不適應、つまり非行や不登校などの子どもたちへの支援について、社会教育ではどういったサポートをしているのでしょうか。もちろん、学校教育がメインだと思いますが、社会教育でやっているというものがありましたら、教えていただきたいと思います。

○教育長

大変いい質問をいただきまして、ありがとうございます。学校教育では様々な問題があります。不登校の問題について、佐倉市の場合は、適応指導教室が2箇所ございまして、西志津ふれあいセンター、ヤングプラザにあります。そういった不登校の子どもたちを受け入れて、子どもたちが自立できる第一歩を踏めるような支援をしています。それと同時に、校内でも、適応指導教室を作り、教室に入れない子どもを別室で対応しています。学校で様々な対応をして、児童相談所や市の関係機関とも連携しておりますので、現状では、学校をどう支援していくか、どう子どもたちを支援していくかについてやっておりますので、社会教育の面で、といいますと、現在進めているところがございますので、様々な事業を通して子育てや保護者を支援していくというようなことでやっていただけたら、大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○委員

不適應の子どもの問題は、警察や児童相談所との問題がいろいろと出てくると思います。警察や児童相談所などが、学校の相談窓口になればいいのではないかと考えているのですが。適応指導教室、このような施設があるというのは、進んでいるなというふうに思います。

○教育長

警察との話が出ましたけれども、学校はすぐに警察に連絡することはありません。まず、学校は教育委員会に報告して、対応を協議します。協議したうえで、子どもの最善のためにいい方法はないか、時には警察に連絡することもあります。数は多くないです。あくまでも、教育委員会が窓口になります。

以上でございます。

○健康こども部長

虐待などの対応につきましては、児童相談所や警察ですけれども、社会教育の分野では家庭教育学級などでお話をさせていただいております。また、家庭児童相談室でケース対応をしております。

○議長

生涯スポーツ課に話があるのですが、子どもスポーツ大会とテニス大会が一緒になった日がありましたが、トイレが間に合わない子どもがいました。トイレに一気に人が来てしまったので。いろいろと事情はあるでしょうが、拡充をしないと、施設を使う人に、不親切かなと思います。

○事務局

いただいたご意見ですが、施設の面について、公園緑地課と協議してまいりたいと思います。また、日程についても、大会関係者にこういった問題があると、共有して問題認識していきたいと思います。

○委員

青少年育成市民会議についてですが、まず、名称がわかりにくく、PTAからの理解がなかなか得られないです。また、まちづくり協議会でも防犯パトロールをやっていて、内容が被っています。近年は、メールなどで不審者情報を流すことができますし、会って会議をする時間もないので、もう一度青少年育成市民会議の意義を見直したほうがよいのではないかと思います。

○事務局

検討していきたいと思います。

○委員

子ども食堂などが今行われていますけれど、そのような子どもたちの居場所づくりをして、場所を開放して、ここに来ていいですよ、というような場所を作って、ゲームセンターに行くのだったら、そういった共有できる場所を提供したほうがよいのか

な、と思います。何かやりたいと思っている人はたくさんいると思うので、そういった方々と市が連携してできたらいいのかな、と思いました。

生涯スポーツ課の、長嶋茂雄少年野球教室について、小学生対象となっていますが、今の小学生は、長嶋さんといってもピンとこないのではないのでしょうか。今の子どもたちがもう少しピンとくる方を呼んだほうがいいのではないかなと思います。

○事務局

知らない子どもたちももちろんいます。ただ、まわりのコーチたち、中畑さんやテレビに出ている方々などが来て実際に教えております。メディアのなかで、知っている子は知っている、という状況です。また、長嶋さんは、国民栄誉賞を受賞し、佐倉市の名誉市民でもありますので、そういった方を招いて、イベントとして盛り上げていきたいというところがあります。ピンとくる方というところでは、トップアスリート教室では、オリンピックで活躍した方や、先ほども申しあげた大山加奈選手やサッカーの北澤さんなど有名な方をお呼びしております。

○健康こども部長

最初の子どもの居場所づくりの関係でございますが、ヤングプラザが基本的にそのような位置づけになります。それ以外に、福祉的な分野として、児童センターというのが各地区にございます。児童センターと併せて高齢者も一緒に来る場所もあります。

○委員

今のご意見の中で、長嶋さんの話が出ましたけれども、佐倉では、長嶋さんは重要な人物ではないかと思えます。

○委員

長嶋茂雄少年野球教室は、元木さんや篠塚さん、中畑さんなどに来ていただいておりますが、子どもたちに大変人気です。広報にも載っておりますし、自由に見に行けますので、来て子どもたちの熱気を感じていただければ、ご理解いただければと思います。当日グラウンドにお越しいただければと思います。

○事務局

長嶋さんは、全国的にも有名なので、佐倉でこういう事業をやっている、というのは、佐倉市のアピールにもなりますので、実施しております。

○議長

よろしいでしょうか。

それでは、承認されるかたの挙手をお願いします。

「挙手全員」であります。

ありがとうございます。

○議長

次に、議事の（２）として、平成３０年度佐倉市社会教育委員関係行事について、とあります。

このことについて、事務局の説明を求めます。

○事務局

資料の１３ページをご覧ください。

平成３０年度佐倉市社会教育委員関係行事について、簡単にご説明をいたします。内容につきましては資料のとおりですが、直近で言いますと、８月２５日土曜日、午後１時３０分から、平成３０年度印旛郡市社会教育振興大会が、八街市中央公民館を会場に開催されます。

本日、出欠確認の通知文を皆さまにお配りしております。内容につきましては、１４ページから１５ページにあります振興大会の案内をご覧ください。

出欠席の連絡は、７月１１日水曜日までに、社会教育課にご連絡ください。

簡単ではありますが、以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

本件について、何かご質問はございますか。

（質疑なし）

８ その他

○議長

では、その他、事務局から、報告・連絡事項などがありますか。

○事務局

社会教育課から２点ございます。（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業、及び公民館使用料について、それぞれ担当から説明いたします。

○事務局

説明にあたりまして、お配りしたＡ４判の資料「（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備について」と、Ａ３判カラーの「基本構想・基本計画（概要版）」をご覧ください。

現在の佐倉図書館は、昭和３１年に佐倉郵便局として建築されました建物を、当時

の郵政省から佐倉市が譲り受けて、昭和58年に図書館として開館いたしました。

近年、老朽化が進んでおりますことから、建替えを検討してまいりました。

昨年、平成29年度は、基礎調査を実施し、基本構想・基本計画を策定いたしました。策定にあたりましては、市民の方々によるパブリックコメントのほか、ワークショップの開催、利用者アンケート、中高生へのグループインタビューなど、市民のご意見を伺いながら計画への反映に努めました。出来上がりました基本構想・基本計画の概要は、お配りいたしましたA3判カラー印刷のとおりとなります。施設の核となる図書館の機能といたしまして、市民ニーズに応じた幅広い資料の収集・発信、ゆとりある学習空間の確保、将来を見据えた多様な来館者への対応の3つを基本方針といたしております。この図書館機能を中心に保存機能、展示機能、相談機能、その他の機能が連携することにより、多面的な事業の実施を可能とし、新町等佐倉地区の活性化にも資する複合施設の建設を目指すこととしております。

今年、平成30年度は、この基本構想・基本計画に基づき、基本設計・実施設計の実施を予定しております。この設計業務につきましては、現在、公募型プロポーザルという方式により事業者の選定を進めているところでございます。本設計業務を進めるに当たりましては、市民のご意見を伺いながら進めていく予定でございます。その他、建設予定地であります市立美術館前の佐倉市駐車場の敷地測量業務及び地質調査を予定しております。開館は、平成33年度中を予定しております。

以上でございます。

○事務局

私からは、佐倉市立公民館の使用料について、ご説明いたします。

平成29年4月『佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針』に基づいて、佐倉市教育委員会では、公民館の使用料について検討を開始いたしました。

昨年6月27日開催された、第1回社会教育委員会議にて、公民館使用料についてご意見をいただきました。また、公民館運営審議会でもご意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、教育委員会として、使用料についての方向性を検討してまいりました。

その結果、現在の社会情勢及び市の財政状況等を勘案し、公民館利用者の方から、使用料のご負担をお願いすることといたしました。

そして、平成29年11月定例市議会でご審議いただき、改正条例が可決されました。

さらに、平成30年2月定例教育委員会会議にて、減免基準について議決されました。具体的には、市や県等の主催事業や共催事業、自治会が総会等を開催する場合、学校や保育所等が会議等を開催する場合、事業内容に公益性があると認めた場合などに、使用料を免除する基準といたしました。

また、平成30年2月には、市内公民館にて、使用料の説明会を開催し、利用者にご理解いただけるよう説明をいたしました。内容といたしましては、使用料の趣旨や

経緯、算定方法、具体的な料金などを説明いたしました。

公民館使用料の支払い方法についてですが、使用料発券機を導入いたしました。

最後に、現在の状況ですが、5月上旬の7月利用分抽選会において各公民館から報告がありましたが、「通常どおりであり、特段変化はなかった。予約状況についても大きく減少したことはない」とのことでした。

さらに7月1日から、有料となりましたが、昨日、各公民館に問い合わせしたところ、利用者の混乱はなかったとの報告を受けております。

公民館使用料についての説明は、以上でございます。

○議長

以上で本日の会議を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

9 閉会

○事務局

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

これをもちまして、平成30年度、第1回佐倉市社会教育委員会議を終了させていただきます。

今後とも、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。